

平成27年6月12日

答申第548号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKが当該視聴者に対し「文書開示判断期間延長のご連絡」を通知したことにに関して、「情報公開部（当時）が判断期間延長を認めた具体的な理由がわかる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱い  
は妥当である。

4 審議の経過

平成27年6月12日（第218回審議委員会）

第562号諮問、審議、答申